平成２５年（フ）第２６８９号
大阪府茨木市野々宮２丁目16番19号
破産者　土井　清隆
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７３号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣4546―１、開始決定時の住所大阪府大東市新田北町１番36号918
破産者　秋房　良子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０４１号
大阪府摂津市正雀４丁目５番６号
破産者　吉岡　　亮
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９４号
大阪市生野区田島３丁目１番８号　パインウェル２―H、住民票上の住所大阪市生野区田島３丁目１番８号　パインウェル２―D
破産者　近藤　恵美（旧姓松井）
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３８１号
大阪府豊能郡能勢町柏原85番地の202
破産者　吉良　豊幸
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８６号
大阪市淀川区木川東４丁目17番９―213号、前住所大阪市淀川区木川東４丁目15番５号
破産者　城野恵美子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４９号
奈良県北葛城郡王寺町太子３丁目14番６号
破産者　村上　利文
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９９５号
大阪市福島区野田３丁目８番14号
破産者　猪熊　崇司
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９９６号
大阪市福島区野田３丁目６番10号
破産者　猪熊　貞雄
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番33―103号
破産者　倉垣　一太
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番33―103号
破産者　倉垣利志美
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８８号
堺市中区小阪370番地　K―209号
破産者　家具屋．ｃｏｍこと　平川　哲也
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７８号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁199番地
破産者　戸野　博章
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９８号
堺市北区百舌鳥西之町２丁227番地１、前住所堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ⅲ―1419、営業所大阪府藤井寺市沢田２―11―17
破産者　イッセイこと　和田　賢大
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３５号
大阪府河内長野市加賀田285番地　事業団加賀田宿舎１棟405号
破産者　阪井　輝美
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４３９号
神戸市北区花山東町１番５―304号、従前の住所神戸市北区大原３丁目17番地の１　２―813号
破産者　ｗｏｒｋ：ｆこと　藤本　謙治
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２９号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1538番地、開始決定時の住所神戸市北区北五葉３丁目８番26―404号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―1008号
破産者　舞姫こと　日髙　玉美
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１１号
神戸市東灘区深江本町１丁目３番24―409号、従前の住所神戸市灘区大内通２丁目６番11号
破産者　土手　昌樹
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
兵庫県川西市けやき坂２丁目58番地の７
破産者　井上　公夫
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係